

お知らせ

国勢調査の速報値が公表に

国勢調査へのご協力、ありがとうございました。速報値では、平成27年10月1日現在の本市の人口は、33万6,199人、世帯数は、13万6,747世帯でした。平成22年国勢調査と比較すると、4,092人の人口減、3,425世帯の世帯増に。なお、10月発表予定の総務省の確定値とは異なる場合があります。

情報政策課 ☎027-898-6518

福祉の向上に役立っています

昨年10月から12月までに行った赤い羽根共同募金と地域歳末たすけあい募金で、次の金額が集まりました。各募金は市内ボランティア団体などに配分し、福祉向上に役立っています。募金額Ⅱ（赤い羽根共同）2,946万4,097円（歳末たすけあい）1,557万9,500円

県共同募金会前橋市支会 ☎027-237-1112

登録者にマイタク利用券送付

本年度のマイタク利用券の有効期限は3月31日(木)です。来年度分（4月1日(金)～来年3月31日(金)）の利用券は3月下旬に発送。利用登録証は年度ごとの更新は行いません。利用券を紛失した場合は、再発行できません。適切な管理をお願いします。



大規模小売店舗の地元説明会

フレッセイが、フレッセイ前橋蒼海店（元総社町三丁目）の

障害者のパートナーほじょ犬

身体障害者補助犬（ほじょ犬）は、目や耳、手足に障害がある人の生活を手伝う盲導犬や聴導犬、介助犬のこと。特別な訓練を受けた、障害者の自立と社会参加に欠かせないパートナーです。公共交通機関や飲食店、病院などでは、ほじょ犬の同伴を受け入れる義務があります。また、ほじょ犬がいたら、話しかけたり触ったりするなど気を引く行為をしないでください。

国保の届け出を忘れずに

就職や退職などで国民健康保険（国保）から脱退や加入をするときは、下表の届け出が必要。14日以内に市役所市民課が各支所で手続きしてください。

退職者は要注意

退職して職場の健康保険を脱退しても、自動的に国保の加入手続きが行われるわけではありません。必ず期限内に届け出てください。届け出が遅れた場合でも、職場の健康保険を脱退した日までさかのぼって国保税を

交通政策課 ☎027-898-5939

子どもの健全育成のために

4月30日(土)まで、春の青少年健全育成運動を実施。子どもたちを、インターネット上でのいじめやSNS利用による性的被害などから守るため、「おぜのみさま」というサーフネット標語を広めています。

青少年課 ☎027-898-5874

山本龍

市長コラム



3月は卒業の季節です。希望と別れが入り混じった、特別な感情が湧き起こります。赤城山が見えない土地へさらなる勉学の道に進む若者、社会人としてスタートする若者。学びのふるさと前橋から巣立っていく若者たちの未来が、たくさんの愛で満たされていて欲しいと願います。誰もが再びこの地に戻ってきてほしい。その時、前橋が誇りある街として彼らを迎えられるように。ここに住む私たちで、前橋を再生していきたいと願っています。

納める必要があります。また、家族の健康保険に扶養家族として加入した場合、国保からの脱退手続きをしてください。

保険証を紛失・破損したとき

運転免許証やパスポートなど本人確認ができる身分証明書と、破損の場合は破損した保険証を用意し、市役所国民健康保険課が各支所、上川淵・桂萱・元総社・南橋・東市民サービスセンターで再交付の手続きをしてください。

マイナンバーが必要

ことから、国保の届け出には世帯主と被保険者のマイナンバーが分かる物（個人番号カードか通知カード）が必要になりました。忘れずに持参してください。

国民健康保険課 ☎027-898-6250

活用ください電子掲示板

まちなかにタッチパネル式のデジタルサイネージ（電子掲示板）を4基設置。買い物や食事、施設情報の他、最新のイベント・観光情報などを配信。前橋のPR動画なども常時放映します。なお、この事業は、宝くじ助

新設に関する説明会を開催。大規模小売店舗立地法に基づき、周辺への影響などを説明します。日時 3月31日(木)午後7時 会場 元総社市民サービスセンター
にぎわい商業課 ☎027-210-2273

3階建てが建てられます

道路や公園などの都市計画施設や市街地開発事業の区域内に建築物を建築する場合、許可が必要。これまでの許可対象は木造などの2階建てまでの建築物。4月1日からはこの基準を緩和し、一部区域を除き、3階建ても許可対象になります。

都市計画課 ☎027-898-6944

浄化槽は適正に管理を

浄化槽は適正に管理しないと、機能が発揮されず河川を汚してしまいます。次のことを守りましょう。

- ① トイレの洗浄水は適正な量を流す
- ② 便器の清掃には微生物に影響する薬剤を使用しない
- ③ トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない
- ④ 浄化槽は電源を切らず、通気口や送風機

国民健康保険の主な届け出		
	届け出が必要な場合	届け出に必要な物
国民健康保険に加入	他の市区町村から転入した	印鑑、マイナンバー、届け出者の本人確認書類
	職場の健康保険をやめたか、扶養家族でなくなった	印鑑、マイナンバー、社会保険離脱証明書※1、届け出者の本人確認書類
	子どもが生まれた	印鑑、マイナンバー、届け出者の本人確認書類
国民健康保険を脱退※2	生活保護を受けなくなった	印鑑、マイナンバー、保護廃止決定通知書、届け出者の本人確認書類
	他の市区町村に転出する	印鑑、マイナンバー、保険証
	職場の健康保険に入ったか扶養家族になった	印鑑、マイナンバー、国民健康保険証と加入した職場の健康保険証（認定日が記入された物）
その他	死亡した	印鑑、マイナンバー、保険証
	生活保護を受けるようになった	印鑑、マイナンバー、保険証、保護開始決定通知書
	住所、世帯主、氏名などを変更した	印鑑、マイナンバー、保険証、届け出者の本人確認書類
	修学のため他の市区町村に転出し本市の保険証が必要	印鑑、マイナンバー、保険証、在学証明書か学生証の写し、届け出者の本人確認書類

※1社会保険離脱証明書は各事業所が各健康保険組合で発行されます。
※2脱退手続きをしないと国保税の減額ができません。

成金で整備しています。設置場所 前橋プラザ元氣21、フットワークステーション（中央通りアーケード内）、前橋文学館、前橋テルサ
まちなか再生室 ☎027-30-8866

の空気取り入れ口をふさがない
⑤ マンホールのふたはいつも閉めておき、上に物を置かない
⑥ 消毒剤を切らさない
⑦ 台所から野菜くずや天ぷら油などを流さない
⑧ 工業排水や雨水などを流入させない。
また、浄化槽の使用者（浄化槽管理者）には次の項目を実施することが法律で義務付けられています。なお、公共下水道への切り替えなどは、浄化槽の使用をやめるときは、手続きが必要です。
法定義務Ⅱ（保守点検）年に4回程度、浄化槽が正常に働くように点検や装置の調整などを行う（清掃）年に1回以上、浄化槽内にたまった汚泥の引き抜きや装置の洗浄を行う（法定検査）毎年1回、放流水質や維持管理状況などが適正であるかどうかの検査を行う
法定検査
浄化槽の規模が50人槽以下の場合、保守点検を委託している業者に依頼して検査を受けられます。費用は5,120円。必ず毎年受けてください。
西部清掃事務所 ☎027-53-1009、法定検査については県環境検査事業団 ☎027-280-5222